

ZENROSAI NEWS
5115V511

じちろうの団体生命共済募集中



全日本自治体労働組合
北海道本部
〒060-0806 札幌市北区
北6西7北海道自治労会館
電話 011-747-3211
FAX 011-700-2053
編集・発行 佐々木直人

じちろう共済特集
団体生命共済
10/1発効のお勧め

自治労組合員のみなさまへ
じちろうの団体生命共済10月発効の募集がはじまります。自治労北海道本部もじちろうの団体生命共済のご利用を推進しております。年に1回の募集となりますので、このチャンスを逃さずに、ご利用をご検討ください。

団体生命共済

団体定期生命共済



今からでも
はじめよう

幸せを呼ぶ
風のハッピー

加入できる年齢が拡大!

あなたにも 加入のチャンス

団体生命共済の新規加入・保障の増額(増口)できる年齢を引き上げました。これまで年齢を理由に、新規加入・保障の増額(増口)を諦めていた皆さん、この機会にぜひご利用ください。

団体生命共済

改定前

51歳未満

改定後

61歳未満

(組合員本人・配偶者とも)

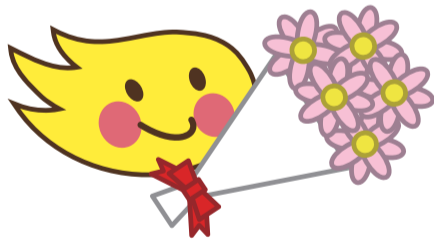
日帰り入院も安心!

病気・不慮の事故の場合は、日帰り入院※からお支払いします。(※1日以上初日から)

5大成人病を手厚くカバー

5大成人病で連続5日以上入院したときは、病気入院共済金に加えて成人病入院共済金をお支払いします。

在職中の
命と健康を
守ります!



入院を伴う通院をカバー

① 病気による退院後の通院

病気により連続5日以上入院をした場合、退院後の通院が支払対象です。

② 不慮の事故による入院は、前後の通院も保障

不慮の事故による入院が1日でもあった場合は、入院前・退院後の通院が支払対象となります。

5日以上の不慮の事故での通院を保障

入院がなくても、不慮の事故で5日以上通院した場合は支払対象です。

ギプスやシーネなどの固定具を使用したときは、実際に通院していなくても、通院したものとみなして取り扱う場合があります。

じちろうの団体生命共済の募集スケジュール

申込締切日：2016年7月8日

効力発生日：2016年10月1日

提出先：各単組(所属の組合)

共済契約期間

2016年10月1日
⇒ 2017年9月末日

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)と自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)は、消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合連合会と同連合会に統合参加する生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になられる方は出資金100円をお支払いいただき自治労共済生協の組合員となっていただくことにより、各都道府県支部の取り扱いにあわせて、全労済と自治労共済生協の各種共済を利用することができます。

「信用リスク」

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。

また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりした組合員の皆さまの情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください)。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済本部 北海道支部
全日本自治体労働者共済生活協同組合 北海道支部

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただき組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

長期共済

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

税制適格年金

新団体年金共済

退職後の保障の準備はできていますか？

加入できる年齢が拡大しました！

新規加入・保障の増額(増口)できる年齢を引き上げました。これまで年齢を理由に、新規加入・保障の増額(増口)を諦めていた皆さん、この機会にぜひご利用ください。

退職後保障のための積み立て共済制度 2016年6月発効以降の団体生命共済の更改期から

長期共済

改定前 55歳未満

改定後 **60歳未満**

税制適格年金

改定前 50歳未満

改定後 **55歳未満**

ご注意 長期共済・税制適格年金は、積立期間が5年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込共済掛金累計額を下回ることがあります。

長期共済の加入要件

じろう共済 カタログより引用

すべての条件を満たす方

- ① 団体生命共済に加入している組合員
- ② 発効日現在の年齢が満60歳未満
- ③ 「通常就業者」「準通常就業者」の方(団体生命共済の「組織加入単組」では、「非通常就業者」の方も加入できます)

長期共済のポイント

- ① 在職中の共済掛金は一般生命保険料控除の対象になります。
- ② 団体生命共済を退職まで継続して5年以上ご利用の方は、一部を除き既往症による退職後の保障の給付制限がありません。
- ③ 団体生命共済利用者で長期共済を利用されていない方は、団体生命共済の発効日に関係なく、いつでも利用をはじめられます。

税制適格年金

新団体年金共済

- ・長期共済と違い、退職後の保障を“組合員の年金給付”のみに特化した制度です。
- ・在職中の共済掛金は個人年金保険料控除の対象となります。

※在職中の積立金額例表は、2016年1月現在の予定利率等にもとづき試算されたものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額が約束されたものではありません。月払の場合、在職中の積立期間(共済期間)が5年未満のとき、積立金・解約返戻金が払込共済掛金累計額を下回ります。

税制適格年金

新団体年金共済

税制適格年金		
掛金の払込方法	月払	5,000円コースまたは10,000円コースのいずれか
	半年払※	30,000円コースまたは60,000円コースのいずれか

※半年払を取り扱っていない組合もあります。

長期共済 税制適格年金

制度イメージ図



税制適格年金タイプの保障内容

- ① 年金年額 12万～120万円(長期共済の年金給付と合算)
- ② 給付種目 ● 確定年金(10年または15年)
● 保証期間付終身年金
- ③ 支払回数 年2回

<税制適格年金>退職後の年金についてのご注意
退職時に積立期間が10年に満たない場合は、年金をお支払いできません(解約返戻金でのお支払いとなります)。

個人年金保険料控除の対象に

税制適格年金の掛金は、個人年金保険料控除の対象となり、一定の額が契約者のその年の所得から控除されます。個人年金保険料控除の要件については、パンフレットに掲載している「契約概要・注意喚起情報」をご参照ください。

個人年金保険料控除

生命保険料控除のうち、一般生命保険料控除や介護医療保険料控除は限度額に達している方が多いようです。しかし、個人年金保険料控除は利用していない、あるいは限度に達していない方が少なくありません。

税制適格年金の在職中の掛金は、生命保険料控除のもう1つの枠＝個人年金保険料控除の対象になり、一定の額がその年の所得から控除されます。税制適格年金で個人年金保険料控除を活用することを検討してみてください。

なお、長期共済の在職中の掛金は、一般生命保険料控除の対象になり、一定の額がその年の所得から控除されます。

長期共済

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

長期共済		
掛金の払込方法	月払	1口3,000円 1口～50口
	半年払※	1口18,000円 1口～50口
	限度口数	月払と半年払あわせて50口まで

退職後の保障のための積み立て

在職中に加入し、掛金を積み立てて、退職後の保障を準備するための共済です。

保障を選択するのは退職のとき

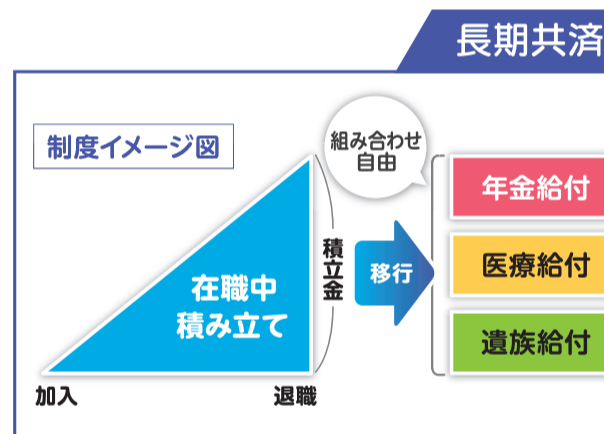
退職後の保障を選択するのは退職のとき。だから、そのときの家族の状況やニーズにあった保障を選択できます。

退職後の保障が必要ない場合は

退職後の保障が必要ない場合は、積立金を解約返戻金としてお支払いします。

<長期共済>退職後の保障についてのご注意

組合員本人の年金について……組合員本人は、在職中の積み立て開始から年金開始日まで、5年以上経過していることが必要です。5年未満の場合は、5年を満たすまで年金はすえ置きとなります。
医療保障について……医療保障を付帯する団体生命共済の加入期間が5年未満のときは、給付制限があります。
遺族(死亡)保障について……団体生命共済の加入期間が5年未満のときは、給付制限があります。



長期共済の在職中の共済掛金は、一般生命保険料控除の対象となります。

<共済掛金の控除について>
共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。
※内縁関係にある方は対象となりません。

退職後の保障のための必要原資額(共済掛金)

退職後の保障のための必要原資額(共済掛金)モデル例表
移行する年齢を上げると、終身年金・医療給付・遺族定期給付の必要原資額を低くできます(移行できる年齢上限65歳)
移行時満65歳で積立金から保障原資を充当する場合

年金給付	確定年金	5年確定年金 10年確定年金 15年確定年金	移行 いただける方	移行時 満65歳(60歳)	
				男	女
年金給付 [12万円あたり]	組合員本人	5年確定年金	59.2 (59.2)	59.2 (59.2)	
		10年確定年金	114.7 (114.7)	114.7 (114.7)	
終身年金	組合員本人	保証期間付終身年金	211.2 (253.3)	257.6 (298.8)	
		配偶者	274.9 (317.6)	316.9 (359.2)	
医療給付 [入院日額 5,000円コース]	組合員本人	70歳満期型	45.8 (68.8)	37.1 (55.4)	
		75歳満期型	86.9 (105.6)	72.0 (97.8)	
終身医療給付	組合員本人	70歳満期型	77.4 (119.9)	54.0 (83.4)	
		75歳満期型	197.0 (209.8)	221.1 (227.0)	
三大疾病保障付	組合員本人	70歳満期型	155.6 (189.8)	113.4 (138.4)	
		75歳満期型	234.3 (260.1)	187.7 (207.2)	
医療給付 [入院日額 7,000円コース]	組合員本人	70歳満期型	53.4 (89.7)	47.2 (72.5)	
		75歳満期型	276.8 (307.5)	288.6 (285.4)	
三大疾病保障付	組合員本人	70歳満期型	102.6 (161.2)	70.9 (111.6)	
		75歳満期型	209.7 (256.9)	152.9 (187.6)	
遺族給付 [100万円あたり]	組合員本人	70歳満期型	9.6 (15.0)	4.6 (7.2)	
		75歳満期型	22.6 (26.6)	11.4 (13.6)	
遺族終身給付	配偶者	70歳満期型	39.4 (41.6)	22.2 (23.6)	
		75歳満期型	88.7 (86.1)	85.5 (82.6)	

※必要原資額は、選択した保障内容、性別、年齢などによって異なります。
※年金の必要原資額は、長期共済・税制適格年金とも同様です。ただし、税制適格年金は「5年確定年金」の選択はできません。
※配偶者の終身年金は、年金年額24万円以上の選択となります。

・長期共済は、積立金が退職後の保障のための必要原資額に満たない場合、退職時に不足額を一括して払い込んでいただきます。

・税制適格年金は、積立額が年金年額12万円の必要原資額に満たない場合、退職時に不足額を一括して払い込んでいただきます。

・積立額が退職後の保障を得るための必要原資額を上回った場合、長期共済は上回った分を余剰金として返戻します。税制適格年金は積立金全額を年金原資に充当していただきます。

この必要原資額は、2016年1月現在の予定利率等にもとづき試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがあります。

長期共済 月払1口(3,000円)なら (2016年1月現在)

在職中の積立金額例表(月払の場合)

月払共済掛金：1口3,000円あたり (単位：円)

積立年数	共済掛金累計	積立金・解約返戻金
1年	36,000	35,300
2年	72,000	71,000
3年	108,000	107,100
4年	144,000	143,700
5年	180,000	180,700
10年	360,000	372,000
15年	540,000	574,600
20年	720,000	789,100
25年	900,000	1,016,200
30年	1,080,000	1,256,700

掛金……月払2口 6,000円で
積立金……1,149,200円(574,600円×2口)

掛金……月払1口 3,000円で
積立金……1,256,700円

通算の支払掛金額が同じでも、**107,500円**の差となります。



退職までまだ長い期間のある方は、その期間の有効活用をおすすめします。

※積立額が退職後の保障を得るための必要原資額を上回った場合、長期共済は上回った分を余剰金として返戻します。一方、税制適格年金は積立金全額を年金原資に充当します。

団体生命共済

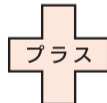
団体定期生命共済

団体生命共済の保障内容と共済掛金[組合員本人 満60歳まで]

型	年齢	共済掛金 (月払)	①死亡/重度障がい	②不慮の事故・感染症による死亡	③不慮の事故による入院	④不慮の事故による通院	⑤病気による入院	⑥病気による退院後の通院	⑦成人病による入院	⑧手術	⑨傷病障がい/肝硬変または慢性肺炎と診断	⑩臓器提供のための手術	⑪診断書料補助	
			死亡共済金/重度障害共済金	災害死亡共済金	災害障害共済金	傷害入院共済金	入院前事故通院共済金・退院後事故通院共済金/通院共済金	病気入院共済金	退院後病気通院共済金	成人病入院共済金	手術共済金	傷病障害共済金/疾病診断共済金	ドナー共済金	診断書料補助金
R	~40歳	7,880円	5,000万円	8,000万円	3,000万~120万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	10,960円												
	51歳~60歳	18,440円												
P	~40歳	6,880円	4,000万円	7,000万円	3,000万~120万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	9,260円												
	51歳~60歳	15,040円												
M	~40歳	5,880円	3,000万円	6,000万円	3,000万~120万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	7,560円												
	51歳~60歳	11,640円												
L	~40歳	5,180円	2,500万円	5,000万円	2,500万~100万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	6,510円												
	51歳~60歳	9,740円												
K	~40歳	4,480円	2,000万円	4,000万円	2,000万~80万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	5,460円												
	51歳~60歳	7,840円												
J	~40歳	3,780円	1,500万円	3,000万円	1,500万~60万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	4,410円												
	51歳~60歳	5,940円												
H	~40歳	3,080円	1,000万円	2,000万円	1,000万~40万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	3,360円												
	51歳~60歳	4,040円												
F	~40歳	2,800円	800万円	1,600万円	800万~32万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	2,940円												
	51歳~60歳	3,280円												
D	~40歳	2,520円	600万円	1,200万円	600万~24万円	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から30日分または60日分を限度に	1日につき 初日から180日分を限度に	1日につき 初日から60日分を限度に	1日につき 入院5日目から360日分を限度に(⑤病気入院共済金にプラスして)	1回につき 「手術支払割合表I」に定める154種類の手術各々の倍率に応じて	対象となる傷病障がいの状態になったとき、または肝硬変もしくは慢性肺炎と診断されたとき	骨髄または臓器の提供者になったとき	所定の診断書を提出し、契約規定に定める共済金が支払われたとき
	41歳~50歳	2,520円												
	51歳~60歳	2,520円												

※上記の組合員本人の型の共済掛金には、総合共済基本型の共済掛金300円は含んでいません。

団体生命共済の共済掛金は、基本契約・特約ごとにそれぞれ一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象となるものがあります。



医療コースを利用することで、医療保障額を大きくすることができます。医療コース単独の利用はできません。なお、健康告知によっては医療コースを選択できないことがあります。

＜共済掛金の控除について＞
共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。
※内縁関係にある方は対象となりません。

医療コース	共済掛金 (月払)	選択できる型	③不慮の事故による入院	④不慮の事故による通院	⑤病気による入院	⑥病気による退院後の通院	⑦成人病による入院	⑧手術
			傷害入院共済金	入院前事故通院共済金・退院後事故通院共済金/通院共済金	病気入院共済金	退院後病気通院共済金	成人病入院共済金	手術共済金
10コース	3,040円	H型~R型の方が選択できます	10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	10,000円	40万・20万・10万円
08コース	2,280円	F型~R型の方が選択できます	8,000円	4,000円	8,000円	4,000円	8,000円	32万・16万・8万円
05コース	1,140円	D型~R型の方が選択できます	5,000円	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	20万・10万・5万円
03コース	380円		3,000円	1,500円	3,000円	1,500円	3,000円	12万・6万・3万円

医療コースの共済掛金は、「型」の共済掛金にプラスとなります。保障額には、「型」に付帯される医療保障が含まれています。たとえば、03コースを選択した場合、入院日額は3,000円となります(5,000円ではありません)ので、ご注意ください。

※詳細につきましては、募集時に配布する「じちろうセット共済パンフレット」でご確認ください。

団体生命共済の加入の要件

ご加入いただける方

保障の対象となる方 (=被共済者)

以下のすべての要件を満たし、健康告知の要件を満たす方がご加入いただけます。

■組合員本人

- 自治労共済生協の出資金をお支払いいただいている方
- 団体生命共済を取り扱っている組合の組合員
- 発効日現在、満61歳未満の方*

■配偶者

- 団体生命共済に加入している組合員の配偶者(内縁関係の方を含みます)
- 発効日現在、満61歳未満の方*

※組合員本人・配偶者ともに満65歳まで継続いただけますが、満61歳以上の新規加入および保障額の増額はできません。ただし、組織加入単組(右の説明をご覧ください)の組合員・配偶者は満61歳未満の新規加入および保障額の増額ができます。

■子ども

- 団体生命共済に加入している組合員の子ども

- 以下①から③までのすべての条件を満たす子ども

- ①発効日現在の年齢が満25歳未満
- ②未婚
- ③組合員またはその配偶者と生計を一にする子ども*

※「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。ただし、同居であることを要しません。

上記①、②、③のいずれかを満たさなくなることにより、契約終了となる子ども契約については、一定の要件を満たす場合に限り、全労済の他の共済制度に移行することができます。詳しくは北海道支部にご相談ください。

「組織加入単組」の取り扱い

- 組合員数の80%以上の組合員が団体生命共済に加入している単組を、「組織加入単組」といいます。
- 組織加入単組には、以下の取扱があります。

新規組合員、新規取組単組の加入資格は次のとおりです。

■組合員・配偶者

- (1)新たに自治労共済生協組合員となった組合員本人、およびその配偶者の方は、自治労共済生協の組合員になった日の属する共済期間と翌共済期間は、満66歳未満の方でも新規に加入できます。
- (2)団体生命共済を新たに取扱う組合に所属する組合員本人および配偶者については、取扱開始日の属する共済期間と翌共済期間は、満66歳未満の方でも新規に加入できます。

※健康告知など、その他の要件を満たす必要があります。

●満61歳未満で健康告知区分が「非通常就業者」でも、組合員本人に限りD型を利用することができます。

- 組織加入単組の要件を満たさずに団体生命共済を取り扱う単組を、「集団加入単組」といいます。